

令和4年第6回

荒川区教育委員会定例会

令和4年3月25日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和4年荒川区教育委員会第4回定例会

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 日 時 | 令和4年3月25日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
小 林 敦 子 |
| 4 欠席委員 | 委 員 | 坂 田 一 郎 |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
書 記
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
菊 池 秀 幸
津 野 澄 人
大久保 和 彦
杉 山 茂
原 田 正 伸
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

- 議案第 12号 荒川区教育委員会事務局の人事について
- 議案第 13号 指導主事の任用について
- 議案第 14号 荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について
- 議案第 15号 荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- 議案第 16号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 17号 荒川区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則
- 議案第 18号 荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 19号 荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

- ア 令和4年度予算における教育委員会主要事業について

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和4年第6回定例会を開催いたします。初めに出席者数の御報告を申し上げます。本日4名出席でございます。坂田委員は御都合により御欠席との連絡を頂いております。

議事録の署名委員につきましては繁田委員、小林委員御両名にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。本日は、審議事項が8件、報告事項1件となっております。

初めに、議案第12号「荒川区教育委員会事務局の人事について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第12号「荒川区教育委員会事務局の人事について」御説明申し上げます。内容でございます。まず、新たに任命する者でございます。学務課長につきましては、佐藤彰洋。発令日については4月1日でございます。現在は教育施設課施設係長（課長補佐）をしてございます。

続きまして、教育センター所長でございます。杉山茂でございます。同じように発令日については4月1日。現在は教育センター統括指導主事でございます。

なお、任命につきましては教育委員会事務局を命ぜられた場合とまだ仮定をさせていただければと思います。

次に、今回職を解く者でございます。まず現在の学務課長、菊池秀幸につきましては、4月1日に子ども家庭総合センター副所長に新たに就任します。続いて教育センター所長、大久保和彦については、4月1日から江戸川区立松江第三中学校長に就任するところでございます。

関係条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項に記載がございます。

説明は以上でございます。

教育長 菊池課長と大久保所長より一言ずつ御挨拶をしてください。

学務課長 2年間学務課長を務めさせていただきました。令和2年のちょうど一斉休校と同時に着任をしまして、コロナ対応の2年間であります。教育委員会の先生方には、御指導を様々に頂きましたことを心よりお礼申し上げます。着任先は子ども家庭総合センターでございますので、引き続き教育委員会とも連携させていただきたいと思っております。引き続き御指導よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

教育センター所長 私は平成29年度に教育委員会指導室に統括指導主事として着任いたしまして3年間指導室、そして2年間教育センターに所長として務めさせていただきました。着

任1年目は防災部を担当させていただきまして、釜石等被災地訪問も担わせていただくなど荒川区の教育をいろいろと学ばせていただく機会がございまして、教育者としても様々な知見を広めさせていただきました。また、教育委員の先生方におかれましては、様々な事業の中でたくさんの御教示賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。荒川区で学びましたことを生かしまして、次の職場でも大いに尽力したいと存じます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 ないようであれば質疑を終了します。

議案第12号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 議案第12号について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議もないものと認めます。

議案第12号「荒川区教育委員会事務局の人事について」は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第13号「指導主事の任用について」を議題といたします。津野指導室長、説明をお願いします。

指導室長 議案第13号「指導主事の任用について」御説明させていただきます。

令和4年4月1日付指導主事の任用と併せて転出する指導主事を報告させていただきます。

初めに、統括指導主事の新規派遣の者でございます。現在、第二日暮里小学校副校長の松本典之が統括指導主事として新規派遣となります。

続いて、指導主事の新規派遣でございます。現在、第六瑞光小学校主幹教諭の河波友記が新規派遣となります。続いて指導主事の同意ということで、学校ではなく教育委員会指導室に指導主事として配置させていただきますという申請をして、東京都から同意を得たということでこの同意という言葉は使われておりますが、その者につきましては、現在、尾久八幡中学校の主任教諭の田中克弥が新たな指導主事として配置されます。

続いて、指導主事の転出でございます。現在教育センター指導主事の松下衣恵が都立葛飾ろう学校の主幹教諭として転出いたします。同じく教育センター指導主事の西川慶介が世田谷区立砧南中学校へ転出をいたします。

なお、参考に新年度の体制が以下のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。

議案第13号につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 議案第13号「指導主事の任用について」は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第14号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」を議題といたします。津野指導室長、説明をお願いします。

指導室長 議案第14号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」御説明をさせていただきます。なお、2月の教育委員会で小学校、中学校の校長、そして小学校、中学校の副校長については御説明させていただきましたので、それ以外についてこの場で御説明をさせていただきます。

1番の幼稚園長、そして汐入こども園の園長について御説明させていただきます。

尾久幼稚園長は、現在、台東区立蔵前小学校の石塚秀行副校長になります。続いて、尾久第二幼稚園長です。現在、北区立八幡小学校の紺野俊彦副校長が着任いたします。日暮里幼稚園長です。現在、尾久小学校の大橋昭彦校長が日暮里幼稚園の園長として着任いたします。汐入こども園長です。現在、汐入東小学校校長の天野英幸が着任をいたします。

続いて、3月31日付で退職する園長でございます。尾久幼稚園の小島武志園長、日暮里幼稚園の勝山典昭園長、汐入こども園の大山祐子園長が3月31日をもちまして退職いたします。

続いて転出でございます。現在、尾久第二幼稚園長兼尾久第六小学校長の高橋美香校長・園長が国分寺市教育委員会学校指導課長として転出をいたします。

続きまして、2番の幼稚園副園長の着任でございます。町屋幼稚園副園長には、現在、尾久第二幼稚園の種田保子主任教諭が昇任し着任いたします。

副園長の転出でございます。現在、東日暮里幼稚園の岩本卯月副園長が板橋区立高島幼稚園副園長として区をまたいだ交流で着任をいたします。

3番の校長の着任については割愛をさせていただきます。

退職についてです。汐入東小学校の天野英幸校長、そして赤土小学校の小島武志校長、ひぐらし小学校の勝山典昭校長の3名が退職いたします。

続いて、転出でございます。現在、尾久西小学校の芝田智昭校長ですが、あきる野市立草

花小学校長に転任をいたします。尾久第六小学校長の高橋美香校長につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

中学校でございます。中学校の着任につきましては割愛をさせていただきます。

3月31日付の退職でございます。第一中学校の佐藤一男校長が3月31日をもって退職をいたします。

続きまして、副校長でございます。副校長の着任につきましては割愛をさせていただきます。

3月31日付の退職について説明をさせていただきます。現在、第三日暮里小学校の鰐淵賢治副校長ですが、退職となります。

転出でございます。現在、第一日暮里小学校の樋山英毅副校長ですが、台東区立東泉小学校の副校長として転任をいたします。現在、第二日暮里小学校副校長の松本典之が、先ほど説明させていただきましたが、本区の統括指導主事として転出いたします。

続いて中学校副校長でございます。新任校の着任については割愛をさせていただきます。

3月31日付の退職者につきましては、第九中学校副校長の高桑満枝副校長が定年退職をいたします。

御説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 ないようであれば質疑を終了します。

議案第14号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。

議案第14号につきまして、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第14号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」は議案のとおり決定といたします。

次に、議案第15号「荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。大久保教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 「荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」です。

荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例が平成29年4月1日から施行したことに伴い、本条例にのっとり設置された、いじめ問題対策委員会委員(5名)を委嘱す

るものでございます。

内容でございます。委員の先生につきましては、現在委嘱している5名の先生に引き続き委員をお引き受けいただきますことを御快諾いただきました。

臨床心理士として山崎洋史先生。荒川区いじめ問題対策連絡協議会会長をお務めいただいております。学識経験者として高野照夫先生。荒川区いじめ問題対策連絡協議会副会長をお務めいただいておりますとともに、元荒川区教育委員会教育委員の先生でございます。医療関係者として成重竜一郎先生。社会医療法人・公德会若宮病院にて医長として御勤務されています。弁護士として石井将志先生。荒川区民相談所弁護士会に在籍し、区内で御貢献いただいております。福祉関係者として竹村睦子先生。荒川区スクールソーシャルワーカースーパーバイザーとしてスクールソーシャルワーカーの御指導を頂いております。また、御自身もスクールソーシャルワーカーとして御勤務されています。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑はございますでしょうか。皆さん快く再任を引き受けていただきました。この間、大きな事件、事故等がなくて幸いですけれども、大変素晴らしい先生たちばかりで、信頼のおける先生方であると私ども認識してございます。御意見等はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第15号につきまして原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 議案第15号「荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第16号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第16号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。特別休暇といたしまして、妊娠サポート休暇を新設するものでございます。この条例につきましては、令和4年1月28日の第2回定例会において、意見聴取をさせていただきまして、御承認を頂いた案件でございます。その具体的な規則を今回制定するものでございます。

内容でございます。概要につきましては記載にございますように、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇を設定するものでございます。日数に

つきましては、一会計年度におきまして、日又は時間を単位として5日でございます。ただし、体外受精及び顕微授精に係るものの場合につきましては、10日とさせていただきます。

その他、教育委員会といたしましては、妊娠サポート休暇を承認する場合については、不妊治療に係る通院等を確認できる提出書類を求めることができるよう規定があるものでございます。施行期日については令和4年4月1日でございます。

次ページに具体的な規則の記載がございますので御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 質疑を終了いたします。議案第16号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第16号につきまして原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第16号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定となりました。

続きまして、議案第17号「荒川区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」、そして次の議案第18号「荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、さらに議案第19号「荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則」はいずれも関連がございますので、一括して説明をさせていただき、御質疑を頂いた後、1件ずつ決をとることにしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 それでは、そのように取り扱うことといたします。山形課長、3件について説明をお願いします。

教育総務課長 議案第17号から19号につきましては、一括して説明させていただければと思います。

提案理由といたしましては、現在、荒川区におきましては、性自認及び性的指向に関する取組を推進しているところでございます。申請書等につきましても、法令で義務付けられたものや事務上、性質上必要なものを除きまして、性別欄を削除することといたしました。令和4年1月11日に総務企画課の方から全庁的な対応として、この対応をとっているところでございます。そのため教育委員会でも、規則で定めた様式の中の必要性を判断いたしまして、必ずしも必要ないもの、性別欄については今回規則改正で削除するものでございます。

まず、具体的に申し上げますと、第17号につきましては、教育委員会の定例会の傍聴人の規則でございます。これについても性別欄がございましたので、性別欄を削除するとともに、併せて年齢欄も記載がございました。年齢欄についても、今回必要性がないと判断させていただきまして、削除させていただければと思っております。また、これまで定員はございましたけれども、定員は先着順というところもあったのですが、例えば教科書採択などについては実質定員を超してしまうところがあって、一定時間で抽選を行ってございますので、その部分を今回併せて記載をさせていただいたところでございます。

次ページに具体的な改正の内容と裏面にその様式、新様式ですので既に性別欄と年齢欄を削除してございますけれども、傍聴人のところについては住所と氏名のみになっているところでございます。

併せて議案第18号につきましては、幼稚園の保育料の決定通知書。これについても性別欄を削除してございます。2枚目の裏面に実際の様式がございまして、性別は削除。

同じように第19号につきましては、様式はかなり多くございますけれども、基本的には申請書、通知書関係に性別がございましたので、それを一括して削除するものでございます。

3ページ以降に、具体的な様式がございましてけれども、園児の名前のところに毎回性別があったものについては全部削除という形になってございます。

説明は以上でございます。施行月日については、令和4年4月1日でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑ございましたらお願いいたします。

長島委員 一つよろしいですか。確認なのですが、傍聴人規則で定員を超えた場合は抽選とするというのは、これまではそういう規定がなかったということによろしいですか。

教育総務課長 具体的に御覧いただければと思うのですが、21ページのところを御覧いただくと、先着順で1人1枚を交付するというところまでしか記載がございませんでした。今回改めて、実際に教科書採択のとき以外は基本的に定員を超すことはないのですけれども、議会からも傍聴人の定員を増やすべきではないかという御質問も頂きまして、場合によっては10人以上、教科書採択の場合についても傍聴人を増やすことを検討しているところでございますので、こういった形に今回修正をさせていただきたいと思っております。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか御質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、1件ずつお諮りいたします。

議案第17号につきまして、御意見ございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第17号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 議案第17号「荒川区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第18号につきまして、御意見ございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 議案第18号「荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第19号「荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 原案のとおり決定することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 議案第19号「荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり決定といたします。

審議事項は以上となります。続いて、報告事項に移らせていただきます。報告事項ア「令和4年度予算における荒川区教育委員会主要事業について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 「令和4年度主要事業計画について」御説明申し上げます。今回につきましては、令和4年1月28日の令和4年第2回定例会におきまして、一般会計予算に対する意見聴取で一度説明をさせていただいたところでございます。一般会計予算につきましては、3月15日に本会議において議決をされたものでございます。具体的には、例年のとおりまず教育委員会の予算及び各所属別の事業概要の記載があるところでございます。増減等につきましては、意見聴取のときにも御説明させていただきましたので、割愛させていただければと思っております。49ページには教育目標、ビジョン等の記載がございまして、51ページからが主要事業でございます。予算の意見聴取のときにも申し上げましたけれども、今年度については、新規事業については載ってございませんので、新たにここで追加というところはございませんけれども、ある予算のところ様々教育の運営に図ってまいりたいと考えているところでございます。

雑駁ではございますけど、説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。
教育長 本件について、御質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。来年度それぞれの事業を進めていく中で、お問い合わせの向きがありましたら、その場でお願いいたします。

本日の審議事項及び報告事項は以上ですが、その他といたしまして、2点先生方に御相談をさせていただきます。

まず1点目は、教育長職務代理者の指名でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項におきまして、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が職務を行うことと規定されております。繁田委員の教育長職務代理者としての任期が本年4月1日までとなっております。4月2日からは新たな職務代理者として長島委員をお願いしたいと存じます。任期は1年でございます。令和5年4月1日までとなっております。よろしいでしょうか。それでは長島委員、よろしくお願いいたします。

長島委員 よろしく申し上げます。

教育長 長島委員を教育長職務代理者として任命させていただくことが決定いたしました。それに伴いまして、議席の指定をさせていただきたいと存じます。荒川区教育委員会会議規則第5条におきまして、委員の議席は教育長が定めることと規定されてございます。新たな教育長職務代理者の選任が決定されたことに伴いまして、新たな議席案をただいまから配付させていただきたいと存じます。4月2日以降、このような形で議席を定めさせていただきます。

(議席の配付)

教育長 予定しておりました事項は以上ですけれども、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

教育総務課長 83ページの教育委員会の日程を御覧いただければと思います。次回の4月8日、教育委員会の終了後でございますけど、退職校長の感謝状贈呈式を予定してございます。15時からを予定してございまして、隣の304、305会議室で準備をさせていただければと思っております。各委員の皆様方におかれましては、ぜひご出席いただければと思っていますところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和4年第6回定例会を閉会とさせていただきます。

了